

いよいよ岩国総合高校での新しい生活がはじまりました。みなさん自身の「自分さがしの旅」のスタートです。これまでとは違った自分を発見し、大人として、社会人として、そして、一人の「人」として、大きく成長してください。

そこで、みなさんより大きな成長の手助けとなるよう、まず、はじめにこれから高校生活を送る上で、みなさんに期待することや、いつも心に留めておいてほしい基本的な事項を示します。言うまでもありませんが、ここで高校生活についてのすべての事柄に関して述べることはできません。あくまでも基本的な事項だけです。ここで述べられていない事項については、それぞれの場面におけるみなさんの良識に判断をゆだねることになります。

みなさんは総合学科の生徒として、物事を正しく適切に判断できる生徒であると信じています。みなさんは、岩国総合高校の生徒であるという自覚と自信をもって行動し、高校生活を送ってください。

以下に心得と規定を掲載します。

生徒心得

生徒は、社会の一員としての立場や責任を自覚し、常に謙虚で明朗堅実であることを信条として、知・徳・体の調和のとれた社会人として育つため、自己責任において考え方動し、自己実現を目指して日々の生活に最善を尽くすよう努力しなければならない。

1 基本的姿勢

教職員や年長者に対しては、常に礼儀正しくし、生徒相互間でも敬愛の念をもって接すること。また、ていねいな言葉遣いを心掛け、行動には節度をもち、生徒としての品位を保つこと。

2 校内生活

(1) 学習態度

ア 始業5分前までに登校し教室に入ること。登校後は無断で外出しないこと。やむを得ず外出するときは、学級担任または関係教員の許可を受けること。

イ やむを得ず遅刻・欠席等をする場合は必ず事前に、保護者からウェブフォームまたは電話により、学級担任あるいは関係教員へ連絡を入れてもらうこと。

なお、遅刻・早退・欠課の場合はまず職員室に出向き、必ずその理由を学級担任または関係教員に報告すること。

ウ 授業開始時刻までに教室移動を終え、着席しておくこと。

(2) 生活態度

- ア 校内では静肅を心掛け、風紀を乱すような言動はしないこと。
- イ 集会のときは全体の秩序を乱さぬよう敏速に行動し、私語を慎むこと。
- ウ 暴力行為やいじめ行為はいかなる理由があっても、断じて許されない。
- エ 校内の清掃美化には進んで努力し、建物・器具・備品等すべての公共物は大切に取り扱うこと。
- オ 建物・器具・備品等を破損したり、物品を拾得したりした場合、また、緊急の事故・災害等が発生した場合は直ちに届け出ること。
- カ 電灯の不要な点灯、水道栓の開放等に注意し節約に心掛けること。
- キ 個人の責任により生じたゴミは全て持ち帰ること。
- ク 職員室等の入室に際しては、礼節を重んじ、服装等を整え、必ずその入口で入室の許可を得ること。

(3) 所持品

- ア 不必要な金銭・貴重品・遊具・雑誌等は持ち込んではならない。
- イ ナイフ等の危険物の携帯や持ち込みは厳禁とする。
- ウ 登下校も含め、校内への菓子類の持ち込みと飲食は厳禁とする。

(4) その他

校舎の施錠は午後4時30分で、それ以後校舎内に残る場合は関係教職員の許可を得ること。

3 校外生活

(1) 生活態度

- ア 本校の生徒として外出する場合及び登校する場合は、原則として制服を着用すること。
- イ 夜間外出（午後8時以降の外出）及び外泊はしないこと。必要な場合は保護者の了解を得ること。
- ウ インターネット喫茶へは入らないこと。
- エ 校外で事故にあった場合や事件に巻き込まれた場合、補導を受けた場合には速やかに保護者及び学級担任に届け出ること。

(2) 次の各項目に該当する行為や触法行為をしてはならない。

- ア けんか・脅迫その他の暴力行為やいじめ行為。
- イ 飲酒・喫煙。喫煙具所持。危険物所持。
- ウ パチンコ等風俗営業および風紀上好ましくない場所への立ち入り。
- エ 破廉恥行為。

4 許可願・届

- 次の各項目に該当する場合は学校所定の許可願または届を提出しなければならない。
- ア 自転車通学許可願……自転車で通学する場合
 - イ 自動車学校入校許可願……自動車などの運転免許を取得したい場合
 - ウ 異装許可願……傷病等のため、異装を必要とする場合
 - エ アルバイト許可願……アルバイトをする場合（原則として許可しない）
 - オ 下宿届……下宿をする場合
 - カ 對外試合等参加届……生徒会活動などによる対外試合やコンクールに出場する場合
 - キ 入退部届……部活動に入部又は退部する場合

5 服装・頭髪

服装・頭髪規定による。

6 通学・交通

通学心得による。

服 装・頭 髮 規 定

服装・頭髪等については華美を排し、清潔・簡素であり、容姿は端正にして本校生徒としての品位を保つこと。

1 制 服

- (1)男子 冬 本校指定のブレザー・スラックスとする。
本校指定の長袖シャツ・ネクタイを着用する。
また、指定のセーターを着用することができる。
夏 本校指定のサマースラックス・シャツを着用する。
- (2)女子 冬 本校指定のブレザー・スカート・スラックスとする。
本校指定の長袖ブラウス・リボン・ネクタイを着用する。
また、指定のセーターを着用することができる。
夏 本校指定の夏スカート・サマースラックス・半袖（もしくは長袖）ブラウスとする。
- (3)着用期間 冬服、夏服を正しく着用していれば、特に着用期間は定めない。
ただし、入学式と卒業式については冬服とする。
- (4)学校の許可なく制服の加工をしてはならない。

2 履き物

男女とも、黒の革靴（本校所定の型のもの）とする。
ただし、体育指定のグラウンドシューズを使用してもよい。
また、校舎内においては指定の上履きを使用する。
雨の日には雨靴の使用を許可する。

3 コート

男女とも、本校指定のものを着用することができる。

4 ソックス

男女とも白色で無地とする。
ストッキングはベージュ系色とする。

5 バッグ

本校指定のバッグとする。

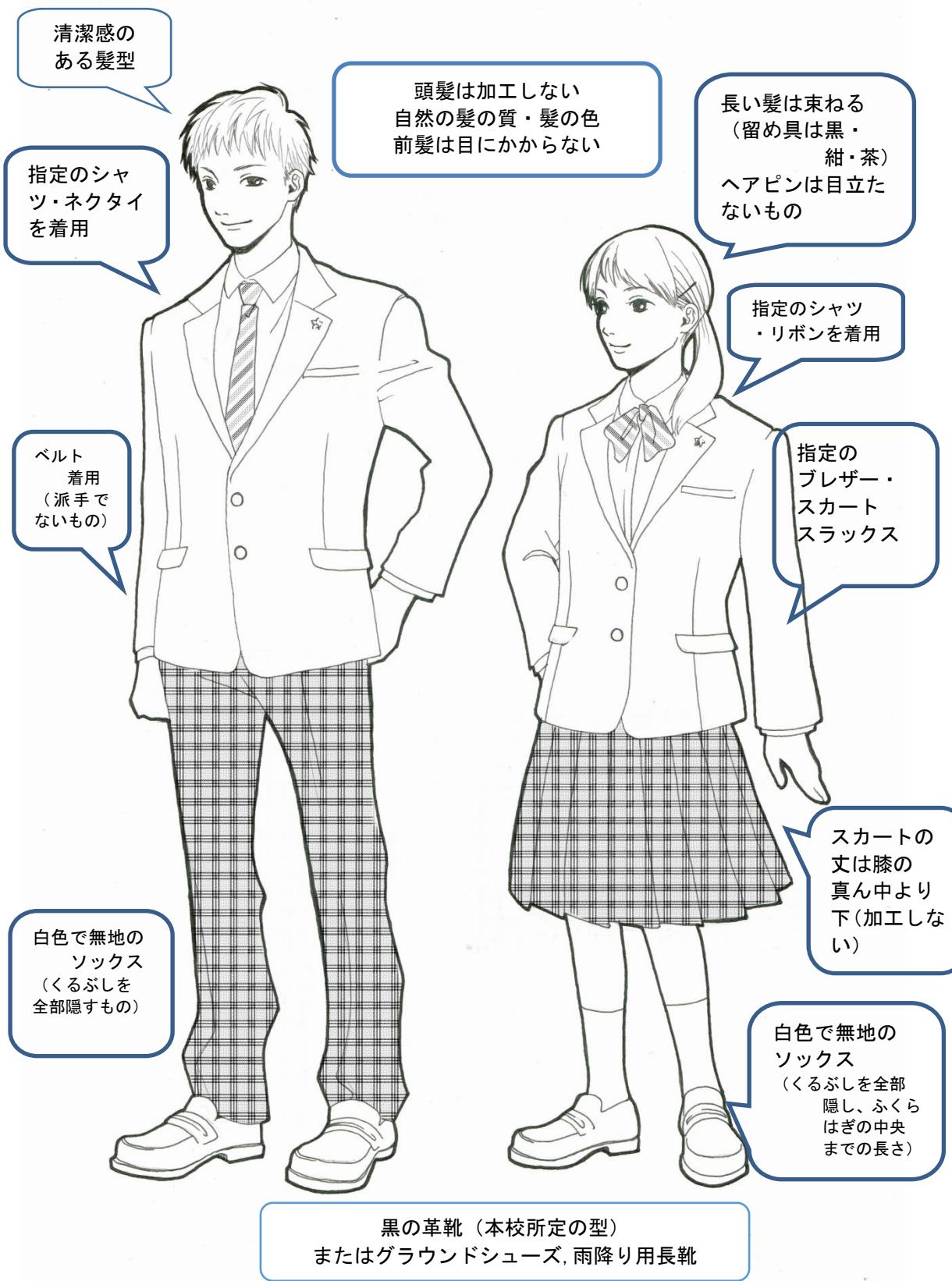
6 頭髪

男女とも清潔を保ち加工しない自然の髪の質・髪の色であり、学生生活上短い髪が望ましい。また、短髪であっても極端な刈り上げや剃りこみなど、違和感のある髪型は許可しない。
髪を束ねるヘアピン・ゴムなどは黒色・紺色または茶色であること。髪飾りをしてはならない。

7 その他

化粧をしたり、眉毛等を剃り込んだり、髭をはやしてはならない。ピアス・ネックレス・指輪等のアクセサリーを身につけてはならない。

岩国総合高校服装・頭髪規定と制服の着こなしについて



通 学 心 得

登下校の方法については、徒歩・自転車・公共の交通機関を原則とし、本校の近隣にあっては地域の交通ルールに従うこと。

また、やむを得ない理由により自動車等による送迎が必要な場合は、保護者に限る。その場合も原則として校門までとする。傷病等で校内まで乗り入れる必要がある場合は、必ず本校の許可を得ること。

(1)歩行者

道路交通法等を遵守し、他の通行の妨げにならぬようマナーと安全に留意すること。

(2)自転車

ア 道路交通法等を遵守し、他の通行の妨げにならぬようマナーと安全に留意すること。

　二人乗り・傘さし運転・並進等の交通違反は絶対してはならない。

イ 自転車は常に整備しておくこと。危険を伴う改造はしてはならない。

ウ 自転車の防犯登録を行い、自転車保険に加入することが望ましい。

エ 駐輪場においては施錠を確実に行い、盗難防止に努めること。

(3)公共交通機関利用者

駅構内や停留所、車内等においては、他人に迷惑をかけないようマナーと安全に留意し、幼老者等には席を譲るよう心掛けること。

(4)原付自転車等

原付自転車等による通学及び免許取得は、原則として許可しない。